いう。）があるまでの間において、当該整備計画案公告に係る市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地（農用地区域として定める区域内にあるものに限る。）を農地以外のものにすることにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）

第五十三条　法第五条第一項第七号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十九　（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動により地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合）

第五十七条の二　令第十五条の二の農林水産省令で定める計画は、地域計画又は市町村農業振興地域整備計画とする。

第五十七条の三　令第十五条の二の農林水産省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　地域計画案公告があつてから地域計画公告があるまでの間において、当該地域計画案公告に係る地域計画の案に係る農地を農地以外のものにすること又は当該地域計画案公告に係る地域計画の案に係る採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次号において同じ。）にすることにより、当該地域計画に基づく農地又は採草放牧地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

二　地域計画に係る農地を農地以外のものにすること又は地域計画に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

三　整備計画案公告があつてから整備計画公告があるまでの間において、当該整備計画案公告に係る市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地（農用地区域として定める区域内にあるものに限る。）を農地以外のものにすること又は当該整備計画案公告に係る市町村農業振興地域整備計画の案に係る採草放牧地（農用地区域として定める区域内にあるものに限る。）を採草放牧地以外のものにすることにより、当該計画に基づく農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

（利用状況の報告）

第六十条の二　法第六条の二第一項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を第一号の者が使用貸借による権利又は賃借権の設定又は移転を受けた農地又は採草放牧地の所在地を管轄する農業委員会に提出してしなければならない。

一　法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者又は農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項第三号に規定する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二～七　（略）

2　（略）

（削る。）

あるまでの間において、当該計画案公告に係る市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地（農用地区域として定める区域内にあるものに限る。）を農地以外のものにすることにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）

第五十三条　法第五条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十九　（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動により地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合）

第五十七条の二　令第十五条の二の農林水産省令で定める計画は、農用地利用集積計画又は市町村農業振興地域整備計画とする。

第五十七条の三　令第十五条の二の農林水産省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　申出があつてから公告があるまでの間において、当該申出に係る農地を農地以外のものにすること又は当該申出に係る採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次号において同じ。）にすることにより、当該申出に係る農用地利用集積計画に基づく農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

（新設）

二　計画案公告があつてから計画公告があるまでの間において、当該計画案公告に係る市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地（農用地区域として定める区域内にあるものに限る。）を農地以外のものにすること又は当該計画案公告に係る市町村農業振興地域整備計画の案に係る採草放牧地（農用地区域として定める区域内にあるものに限る。）を採草放牧地以外のものにすることにより、当該計画に基づく農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

（利用状況の報告）

第六十条の二　法第六条の二第一項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を第一号の者が使用貸借による権利又は賃借権の設定又は移転を受けた農地又は採草放牧地の所在地を管轄する農業委員会に提出してしなければならない。

一　法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者、農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する者又は農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項第四号に規定する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二～七　（略）

2　（略）

3　法第六条の二第二項第一号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第一項第一号の者（農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する者に限る。以下この項において同じ。）が同条第三項第三号に掲げる要件に該当しない場合